



MTマイレージ・グループサービス登録申請用紙

「MTマイレージ・グループサービスのご利用に関する重要事項」の内容を承諾し、下記のとおりMTマイレージ・グループサービスの登録を申請します。

| | | | |
|--------------|--------------|------|--|
| フリガナ 社名 | フリガナ 代表者名 | 会員番号 | |
| フリガナ 代表者名 | 代表者役職 | | |

| | | |
|---|------------|-----------------|
| フリガナ ご担当 責任者名 | 所 属 | 役 職 |
| ご住所 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | | 電話番号 () () |
| | | ファックス番号 () () |

グループマイレージ対象会社 記入欄

| | | |
|---|--------------|--|
| フリガナ 社名 | フリガナ 代表者名 | 該当するものに○印をつけてください |
| 代表者役職 | | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">50%超の 資本を出資</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">実質的な経営権を 掌握している</div> </div> |
| ご住所 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | | 電話番号 () () |
| | | ファックス番号 () () |

| | | |
|---|--------------|--|
| フリガナ 社名 | フリガナ 代表者名 | 該当するものに○印をつけてください |
| 代表者役職 | | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">50%超の 資本を出資</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">実質的な経営権を 掌握している</div> </div> |
| ご住所 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | | 電話番号 () () |
| | | ファックス番号 () () |

| | | |
|---|--------------|--|
| フリガナ 社名 | フリガナ 代表者名 | 該当するものに○印をつけてください |
| 代表者役職 | | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">50%超の 資本を出資</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">実質的な経営権を 掌握している</div> </div> |
| ご住所 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | | 電話番号 () () |
| | | ファックス番号 () () |

| | | |
|---|--------------|--|
| フリガナ 社名 | フリガナ 代表者名 | 該当するものに○印をつけてください |
| 代表者役職 | | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">50%超の 資本を出資</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">実質的な経営権を 掌握している</div> </div> |
| ご住所 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> | 都 道 府 県 | 市 区 郡 |
| | | 電話番号 () () |
| | | ファックス番号 () () |

| | | |
|--------|----------|----------|
| 支店・営業所 | 営業担当者名/印 | 業務担当者名/印 |
| | | |



MTマイレージ・グループサービスについて

当サービスは、MT マイレージに登録しているレディバードクラブの正会員様が自社のグループ会社※をグループ対象会社として登録することで、1つのグループとしてマイレージポイントを取得、使用できるサービスです。

※自らが50%超の資本を出資しているか、または実質的な経営権を掌握している日本国内に所在する子会社を指します。

登録方法

3ページの重要事項をご確認のうえ、1ページの登録申請用紙に必要事項をご記入・押印いただき、MTマイレージ事務局へファクシミリにて送信願います。

すでに MT マイレージへご入会いただいた会員様には、登録完了通知を同封しております。お申し込み内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。内容に変更がございましたら、MT マイレージ事務局へ変更届をご提出願います。

ポイント取得とキャッシュバックの流れ

ポイント取得

グループ会社にてポイント対象商品の購入があった場合、登録申請用紙に記入された担当責任者がポイント取得申請を行います。グループ会社からMTマイレージ事務局へのポイント申請はできません。

キャッシュバック

グループ会社にてポイント対象商品を購入した場合や展示会ツアーに参加いただいた場合のキャッシュバック申請は、登録申請用紙に記入された担当責任者が申請手続きを行います。グループ会社からのキャッシュバック申請はできません。また、キャッシュバックはMTマイレージ登録時に申請いただいた法人口座に振り込みます。

詳しくは、「MTマイレージご利用の手引き」「MTマイレージ 利用規約」「MTマイレージ・グループサービス 利用規約」をご覧ください。

お問い合わせ先

〒602-8585 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1
株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 内

MTマイレージ事務局

Tel. 075-417-2611 Fax. 075-414-7608



MTマイレージ・グループサービスのご利用に関する重要事項について

お客様は、MTマイレージ・グループサービス(以下、「グループサービス」といいます)をご利用いただくにあたり、下記の重要事項を了解し、遵守していただく必要があります。MTマイレージ会ご入会の手続きの際には、下記事項を必ずお読みいただき、ご了解の上グループ登録申請にご署名ご捺印いただきますようお願い申し上げます。ご署名ご捺印をいただいた場合、当社はおお客様が下記事項を異議なくご承諾いただいたものとしたします。

1. MTマイレージ会に入会される際、グループサービス登録されたお客様(以下、「グループマイレージ登録者」といいます)は、自らが50%超の資本を出資しているか、又は実質的な経営権を掌握している日本国内に所在する子会社(以下、「グループ会社」といいます)のみをグループマイレージ対象会社(以下、「グループ対象会社」といいます)として登録できます。
2. グループマイレージ登録者は、自ら又はグループ対象会社がマイレージポイント(以下、「ポイント」といいます)一覧表に記載される商品(以下、「対象商品」といいます)を新規購入することにより、ポイント一覧表に定める取得ポイント数を、「MTマイレージ利用規約」及び「MTマイレージ・グループサービス利用規約」(以下、併せて「利用規約」といいます)に定める取得手続きどおり適正に行うことによって取得することができます。
3. 1ポイントあたりのキャッシュバック金額は、金10,000円です。
4. ポイント有効期限は5年間です。有効期限の起算日は、毎年1月1日から6月30日までに取得したポイントについては取得当年7月1日、7月1日から12月31日までに取得したポイントは翌年1月1日とします。起算日に至るまでの取得ポイントは未確定ポイントとし、キャッシュバックの対象にはなりません。起算日を経過することによって有効保有ポイントとして確定し、キャッシュバックの対象ポイントとなります。
5. 有効保有ポイントを10ポイント以上保有するグループマイレージ登録者は、自社又はグループ対象会社が対象商品を新規に購入いただいた場合、当該対象商品のキャッシュバック上限ポイント以下のキャッシュバック申請を行うことによってキャッシュバックを受けることができます。但し、キャッシュバック申請が利用規約に定める手続きどおり適正に行われ、かつ当社が承認した場合に限ります。
6. グループマイレージ登録者は、利用規約に定めるキャッシュバック申請の手続きを適正に行い、かつ当社がキャッシュバック申請を承認した場合に限りキャッシュバックの請求権を取得します。それ以外の場合は、取得ポイントは何ら財産的価値を持つものではなく、当社に対するお客様のいかなる債権を発生させるものではありません。
7. 当社は、キャッシュバックを利用規約の定めに従ってグループマイレージ登録者が入会時に申請した法人口座に振込みます。キャッシュバックされた金額の取扱いについては、当該グループマイレージ登録者及びグループ対象会社の責任で行うものとし、当社は一切その責を負いません。
8. グループマイレージ登録者は、取得ポイント及びグループマイレージ登録者として有する権利・義務を、第三者に譲渡、承継、又は使用させたり、売買、名義変更、質権設定、その他の担保設定を目的とした処分を行ってはなりません。
9. 当社は、グループサービスそのもの及び利用規約の内容の一部又は全部を、予告なく変更、中止することができます。これに伴って、ポイントの無効・消滅、取得ポイント数の減少、キャッシュバック上限数の減少、キャッシュバック金額の減少、対象商品の制限又は減少、ポイント有効期間の短縮等(以上を含み、これらに限定されません)グループマイレージ登録者及びグループ対象会社にいかなる不利益、損害が発生しても、当社はその責任を一切負いません。
10. グループサービス及び利用規約の規定に関連して発生したグループマイレージ登録者、グループ対象会社又は第三者の損害について、当社は一切の責任を負いません。
11. グループマイレージ登録者は、グループマイレージサービスを利用する場合、利用規約の定めを十分認識し、遵守しなければなりません。

以上